

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部公告第12号

令和8年11月15日に執行する東京都市計画土地区画整理事業品川駅北周辺地区土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿を縦覧に供したが、縦覧に供した選挙人名簿に異議の申出がなかったので、土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第22条第1項の規定に基づき、公告する。

また、この選挙において選挙すべき委員の数を下記のとおり定めたので、同条第4項の規定に基づき、公告する。

令和8年10月9日

独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長 松村 秀弦
記

- 1 宅地の所有者が選挙すべき委員の数 7人
2 宅地について借地権を有する者が選挙すべき委員の数 1人

懲戒処分公告

弁護士法第64条の6第3項の規定により下記のとおり公告します。

記

- 1 処分をした弁護士会 大阪弁護士会
2 処分を受けた弁護士
氏 名 西山 泰生
登録番号 61295

事務所 大阪府大阪市北区天神橋2-1北2-6 大和南森町ビル
弁理士法人HARAKENZO
WORLD PATENT &
TRADEMARK

- 3 処分の内容 戒告
4 処分が効力を生じた年月日

令和8年9月24日

令和8年9月24日 日本弁護士連合会

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第10条第1項の規定により、次の免許状は失効した。
令和8年10月9日 三重県教育委員会

氏名、本籍地、失効年月日、失効の事由、免許状の種類、教科、番号、授与年月日、授与権者

鈴木 敬介、三重県、令和8年9月18日、教育職員免許法第10条第1項第2号(同法施行規則第74条の2第8号イ)該当

ア 小学校教諭1種免許状、平22小1種第75号、平成23年3月18日、三重県教育委員会

イ 中学校教諭2種免許状、国語、平22中2種第41号、平成23年3月18日、三重県教育委員会

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第10条第1項の規定により、次の免許状は失効した。

令和8年10月9日 高知県教育委員会

- 1 氏名及び本籍地 橋場 公亮、茨城県
2 失効した免許状の種類(教科)、授与権者、授与年月日、免許状の番号

(1) 中学校教諭1種免許状(社会)、千葉県教育委員会、平成30年3月18日、平29中一第521号

(2) 高等学校教諭1種免許状(地理歴史)、千葉県教育委員会、平成30年3月18日、平29高一第694号

(3) 高等学校教諭1種免許状(公民)、千葉県教育委員会、平成30年3月18日、平29高一第720号

3 失効年月日 令和8年9月15日

4 失効の事由
教育職員免許法第10条第1項第2号(同法施行規則第74条の2第8号イ)該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢50～60歳代の男性、所持品は軽四乗用自動車や鍵等

上記の者は令和8年8月1日兵庫県栽培漁業センター(明石市二見町南二見22番地の1)から南方へ約195mのテトラポット上で発見されました。検証の結果、死亡年月日は令和8年7月29日午後と推定されます。遺体は火葬に付し、遺骨は保管しています。お心当たりの方は当市生活福祉課までお申し出ください。

令和8年10月9日

兵庫県 明石市長 丸谷 聡子

行旅死亡人

本籍・住所不詳、氏名不詳、男性、身長170センチメートル前後、中肉中背、短髪、ポシェット(お金9,046円、カード類数枚)、小銭入れ、カードケース、シルバーの腕時計、眼鏡、携帯電話

上記の者は、令和8年8月21日午後2時16分、北九州市八幡西区岸の浦一丁目8番1号で発見されました。死亡年月日は令和8年8月21日、死因は急性大動脈解離。身柄の引取者が見つからないため、遺体は火葬に付し、遺骨は当市において保管しています。心当たりの方は、当市八幡西区役所保護第二課まで申し出てください。

令和8年10月9日

福岡県 北九州市長 武内 和久

特定空家等の除却命令の公告

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第2条第2項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)を確知できないため、同法第22条第10項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年10月9日 宇城市長 末松 直洋

- 1 対象となる特定空家等
(1) 所在地 熊本県宇城市松橋町松橋1630番地9
種類 居宅
構造 木造セメント瓦葺2階建
延面積 57.24㎡
(2) 所在地 熊本県宇城市松橋町豊福1648番地3
種類 店舗兼居宅
構造 軽量鉄骨造スレート葺2階建
延面積 54.3㎡

2 所有者等に命じる必要な措置の内容

1の建築物の除却及び建築物内部又は敷地に残地されている動産等の搬出及び適正な処分

3 措置の期限 令和8年11月6日

期限までに2の措置を行わないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者(以下「市長等」という。)が当該措置を行う。当該措置後、所有者等が確知された場合は、措置に要した費用を徴収する。

4 動産等の取扱い

市長等が3の措置を行うときは、建築物の内部及びその敷地に残置されている動産等を撤去し、処分する。動産等について権利を主張しようとする者は、3の期限までに搬出又はその物を指定して保管し引き渡すよう5の問合せ先へ通知すること。

5 問合せ先 宇城市企画振興部地域振興課
電話0964—32—1906

会社その他の公告

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和8年10月9日

北海道旭川市四条西1丁目1番1号

北日本機材株式会社

代表清算人 奥村 章一

解散公告

当法人は、令和8年9月17日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和8年10月9日

宮城県仙台市若林区豊屋下15番地の1

一般社団法人鎮魂と追悼のモニュメント
建立プロジェクト

代表清算人 岸 良樹

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和8年10月9日

宮城県仙台市若林区河原町一丁目七番111

号六〇三三 有限会社新地エージェンシー

代表清算人 菊地 卓也